

社会福祉法人尚生会 役員等に対する報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び旅費等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
 - (2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員及び非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4の通り、費用を弁済する。但し、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 理事長及び常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等の締切期間は、月の初日から当月月末までとし、支給日は、翌月15日（この日が土曜日、日曜日又は、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時はその後日）とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3) 報酬等の支給は、本人の指定する口座に振込むものとする。
 - (4) 退職金については、退職後3か月以内に支給する。
- ただし、刑法行為その他これに準ずべき重大な過失により退職したときは、退職金は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日からの報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条 この規程の運営が困難な場合には、理事会において検討をする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (理事長及び常勤役員等の報酬)

	報酬の額
理事長	月額 800,000 円
常勤役員	月額 400,000 円

別表2 (理事長及び常勤役員等の賞与)

	7月賞与の額	12月賞与の額
理事長	月額報酬の1/2か月分	月額報酬の1/2か月分
常勤役員	月額報酬の1か月分	月額報酬の1か月分

別表3 (理事長及び常勤役員等の退職金算定式)

	退職金算定式
理事長	最終報酬月額×支給率×1.5 (支給率は、国家公務員退職手当 自己都合を適用する)
常勤役員	最終報酬月額×支給率×1.2 (支給率は、国家公務員退職手当 自己都合を適用する)
	その他の評価は、理事長が行う

別表 4（非常勤役員等の旅費）

(1) 評議員

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円

(2) 理事

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円

(3) 監事

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円
監事監査等への出席	6,000 円	

別表 5（関係法令で定めるべき委員の旅費）

	額
苦情解決第三者委員	1,000 円
運営推進会議委員	1,000 円
評議員選任・解任委員	2,000 円

附 則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

平成 21 年 6 月 1 日 一部改正

平成 22 年 11 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 1 月 6 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 6 月 14 日 一部改正

令和 元年 12 月 1 日 一部改正（全条 改正）